

「石川糖尿病連携医・石川糖尿病療養指導士認定制度」実施要領

1 総論

- (1) 石川糖尿病連携医・石川糖尿病療養指導士認定制度は、糖尿病の安定期治療を担う医療機関を中心とした診療ネットワークの構築及び糖尿病治療に携わる医療従事者への正しい知識・技術の普及による療養指導の充実を目的とする。
- (2) 石川糖尿病連携医の対象職種は、医師とする。
- (3) 石川糖尿病療養指導士の対象職種は、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士などの医療従事者とする。
- (4) 石川糖尿病連携医及び石川糖尿病療養指導士の認定は石川県医師会長が行う。
- (5) 石川糖尿病連携医・石川糖尿病療養指導士認定制度の事務局は石川県医師会に置く。

2 認定要件

- (1) 次の要件をすべて満たす医師（すでに石川糖尿病連携医である者を除く）を石川糖尿病連携医として認定する。なお、認定期間は認定日から5年間とする。
 - ア 石川県医師会が認定した研修会を2年で10単位以上受講していること。
 - イ 糖尿病患者を実際に診療していること。
 - ウ 糖尿病連携手帳または地域連携クリティカルパスを活用した地域連携に取り組んでいること。
 - エ 石川県医師会糖尿病対策推進会議が作成した「糖尿病の紹介・連携基準」を参考に、他の医療機関との連携に努めていること。
- (2) 次の要件を満たす者を石川糖尿病療養指導士として認定する。なお、認定期間は認定日から5年間とする。

石川県糖尿病療養指導士研究会が開催する研修会（全5回／1年間）の全カリキュラムを受講していること。

ただし、1年間で全カリキュラムを受講できない者は、連続した2年間で全カリキュラムを受講しなければならない。

3 認定手続き

- (1) 石川糖尿病連携医の認定を希望する者は、石川糖尿病連携医認定申請書（様式3）に必要事項を記載の上、認定に必要な単位数分の受講証明書の写し及び認定料の振込証明書の写しを添えて、事務局に提出する。

- (2) 石川糖尿病療養指導士の認定を希望する者は、石川糖尿病療養指導士認定申請書（様式4）に必要事項を記載の上、受講証明書の写し及び認定料の振込証明書の写しを添えて、事務局に提出する。
- (3) 石川糖尿病連携医及び石川糖尿病療養指導士の認定料は3千円とする。
- (4) 事務局は、毎年度4月1日、7月1日、10月1日、1月1日にその前月の10日までに申請があった石川糖尿病連携医及び石川糖尿病療養指導士の認定を行う。
- (5) 事務局は、提出のあった石川糖尿病連携医認定申請書または石川糖尿病療養指導士認定申請書及び添付書類を確認し、認定要件を満たす者に対し、それぞれの認定証を発行するとともに、名簿への登録を行う。

4 更新要件

- (1) 次の要件を満たす者については、石川糖尿病連携医または石川糖尿病療養指導士の認定期間を更新する。なお、更新後の認定期間は更新日から5年間とする。

更新までの5年間に、石川県医師会が認定した研修会等（(2)に定める学会等及び(3)に定める糖尿病患者教育活動等への参加を含む）の単位を15単位以上取得していること。

- (2) 更新の単位として認める学会等は次のとおりとする。

- ・ 日本糖尿病学会年次学術集会
- ・ 糖尿病学の進歩
- ・ 日本糖尿病学会中部地方会
- ・ 日本糖尿病合併症学会
- ・ 日本糖尿病・妊娠学会
- ・ 日本糖尿病眼科学会
- ・ 日本糖尿病情報学会
- ・ 日本糖尿病協会療養指導学術集会
- ・ 日本糖尿病療養指導士認定機構講習会
- ・ 日本糖尿病教育・看護学会
- ・ 日本病態栄養学会
- ・ 日本くすりと糖尿病学会

- (3) 更新の単位として認める糖尿病患者教育活動等は次のとおりとする。

- ・ 石川県糖尿病ウォークラリー大会
- ・ 北陸小児糖尿病サマーキャンプ
- ・ 石川県民糖尿病フォーラム

- (4) (2)に定める学会等に参加した場合の単位数は各5単位とする。なお、発表者及び共同演者である場合には、さらに2単位を追加する。

- (5) (3)に定める糖尿病患者教育活動等に参加した場合の単位数は各3単位

とする。

- (6)(2)に定める学会等及び(3)に定める糖尿病患者教育活動等に参加したときは、その参加証の写しを受講証明書とする。

5 更新手続き

- (1) 事務局は、石川糖尿病連携医または石川糖尿病療養指導士の認定期間終了日の1年前に、対象者に更新の案内を送付する。
- (2) 石川糖尿病連携医の更新を希望する者は、石川糖尿病連携医認定申請書(様式3)に必要事項を記載の上、更新に必要な単位分の受講証明書の写し及び更新料の振込証明書の写しを添えて、認定期間終了日の半年前から終了日の属する月の前月の10日までの間に事務局に提出すること。
- (3) 石川糖尿病療養指導士の更新を希望する者は、石川糖尿病療養指導士認定申請書(様式4)に必要事項を記載の上、更新に必要な単位分の受講証明書の写し及び更新料の振込証明書の写しを添えて、認定期間終了日の半年前から終了日の属する月の前月の10日までの間に事務局に提出すること。
- (4) 石川糖尿病連携医及び石川糖尿病療養指導士の更新料は3千円とする。
- (5) 事務局は、提出のあった石川糖尿病連携医認定申請書または石川糖尿病療養指導士認定申請書及び添付書類を確認し、更新要件を満たす者に対し、認定期間を更新したそれぞれの認定証を発行するとともに、名簿の更新を行う。

6 登録情報の変更手続き

- (1) 石川糖尿病連携医の認定を受けた者は、認定または更新の際に申請書に記載した内容に変更があるときは、速やかに石川糖尿病連携医登録事項変更申請書(様式5)を事務局に提出すること。
- (2) 石川糖尿病療養指導士の認定を受けた者は、認定または更新の際に申請書に記載した内容に変更があるときは、速やかに石川糖尿病療養指導士登録事項変更申請書(様式6)を事務局に提出すること。
- (3) 事務局は、石川糖尿病連携医登録事項変更申請書または石川糖尿病療養指導士登録事項変更申請書の提出があった場合、速やかに登録事項の変更を行う。

7 研修会の認定

- (1) 石川糖尿病連携医・石川糖尿病療養指導士認定制度の認定を希望する研修会の主催者は、原則、研修会を開催する日の2か月前までに認定申請書(様式1)を事務局に提出しなければならない。
- (2) 事務局は、研修会の認定申請書の提出があったときは、速やかに申請内

容の確認を行い、認定の可否を申請者へ通知する。なお、認定を行う場合には、認定単位数及び認定番号を併せて通知するとともに、石川県医師会糖尿病対策推進会議のホームページに認定を行った研修会の情報を登録する。

(3) 認定する単位数は研修会の実質開催時間に応じて、次のとおりとする。

- ア 1時間以上2時間未満 1単位
- イ 2時間以上3時間未満 2単位
- ウ 3時間以上 3単位

(4) 認定を受けた研修会の主催者は、当該研修会の内容等を変更する場合や中止する場合は、速やかに事務局に連絡しなければならない。

(5) 認定を受けた研修会の主催者は、当該研修会を開催した際に、受講者に対して、研修会開催日、研修会名、認定単位数、認定番号を記載した受講証明書を交付しなければならない。

なお、受講証明書は石川県医師会糖尿病対策推進会議のホームページに掲載されている様式を参考に作成のうえ交付することとする。

(6) 認定を受けた研修会の主催者は、当該研修会の開催後20日以内に実施報告書(様式2)に研修会のプログラム、受講証明書の様式及び受講証明書交付者名簿を添えて、事務局に提出しなければならない。

8 その他

認定料及び更新料の振込先は次の預金口座とする。

北國銀行 本店

普通預金 口座番号 138298

口座名義 公益社団法人 石川県医師会

会長 安田 健二

附 則

この要領は、平成26年7月10日から施行する。

この要領は、平成30年4月12日から施行する。

この要領は、平成30年9月27日から施行する。